

# 東部スラッジセンター等脱水汚泥運搬業務 仕 様 書

## 1 業務内容

本業務は、東部スラッジセンター及び西部スラッジセンターで発生する脱水汚泥（高分子系脱水汚泥）を、それぞれ西部スラッジセンター及び東部スラッジセンターへ 10 t 積級（積載量 8 t 前後）の天蓋付ダンプトラックで運搬する業務である。

## 2 ダンプトラック仕様

汚泥運搬に使用するダンプトラックの大きさは、10 t 積級（積載量 8 t 前後）の天蓋付ダンプトラックとし、車両全体の寸法は自動車検査証記載の数値で、長さ 8.5m 以下、幅 2.5m 以下、高さ 3.7m 以下とし、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさない運搬車両とする。

なお、運搬車両は汚泥の飛散、臭気の発散及び水分の漏洩等をせず適正に運搬できる構造とする。

## 3 業務場所

- (1) 搬出場所
- ①東部スラッジセンター  
札幌市白石区東米里 776 番地
  - ②西部スラッジセンター  
札幌市手稲区手稲山口 322 番地
- (2) 運搬先
- ①西部スラッジセンター  
札幌市手稲区手稲山口 322 番地
  - ②東部スラッジセンター  
札幌市白石区東米里 776 番地

※各脱水汚泥の具体的な搬入出場所の位置は別添図のとおり

## 4 業務履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

## 5 業務予定量

東部スラッジセンターまたは西部スラッジセンターから運搬する脱水汚泥  
運搬予定量 8,200 t /年 (深夜時間帯 820 t 内数)

※ 予定量は天候等により増減する可能性がある。

※ 深夜時間帯とは、22：00～翌日 5：00（搬出場所を出発する時間）

## 6 提出書類

### (1) 業務履行前までに

- |              |     |
|--------------|-----|
| ア 業務代理人指定通知書 | 1 部 |
| イ 業務代理人経歴書   | 1 部 |

ウ 運搬に使用する車両の外観写真と天蓋装備部位の写真	1部
エ 業務に使用するダンプトラックの自動車検査証の写し	1部
オ 業務体制表と緊急時連絡表	1部

※ア、イについては2枚割印すること。

(2) 完了時 (毎月)

ア 完了届	1部
イ 業務委託内訳書	1部

(3) 随時

ア 各種報告書等	1部
----------	----

7 契約金額の支払い

(1) 基本業務費及び比例業務費の毎月払いとし、毎月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には基本処理費については各月の請求を、比例処理費については出来高に応じた請求をすることができる。

ア 基本業務費

ダンプトラックの費用のうち、比例業務費以外の機械損料で、業務量に関係なくかかる費用。

イ 比例業務費

ダンプトラックの費用のうち、業務量に比例してかかる費用で、燃料費、労務費と基本業務以外の機械損料、タイヤ損耗費が該当する。なお、22時から翌朝5時に搬出場所を出発する場合は深夜時間帯単価を適用する。

(2) 比例業務費の単価契約における出来高(ト数)は、端数処理せず日々の出来高の合計とする。

(3) 比例業務に関する日々の出来高は、マニフェスト交付日で整理をする。

(4) 各月に1円未満の端数がある場合は、全て切り捨てることとする。

8 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員(業務主任)を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

(3) 使用車両に有効な免許を所持している者に運転業務を行わせること。また「道路交通法」に基づく「安全運転管理者」と協力して、運転に携わる業務担当者の飲酒、薬物の使用、睡眠、休息の状況および体調等について十分な管理を行うとともに、運転免許の失効中の者が本業務に携わることがないようにすること。

## 9 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

## 10 留意事項

- (1) 業務履行期間中は、本市からの運搬要請に速やかに対応できるよう常に準備しておくこと。
- (2) 業務履行にあたり、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。
- (3) 運搬する脱水汚泥の積み込み及び荷下ろしについては、当該施設職員の承諾を受け、全て受託者の責任において行うこと。ただし、西部スラッジセンター焼却施設の脱水汚泥搬入シャッター等は全て自動制御のため、事前に当該施設職員と十分に打ち合わせを行うこと。
- (4) 施設破損時（軽微な接触を含む）は速やかに当該施設職員に報告し指示を仰ぐこと。
- (5) 各施設からの運搬量（運搬台数）は業務主任の指示による。
- (6) 搬出場所の出発時刻については、当該施設職員の確認を受けること。
- (7) 各業務量は、西部スラッジセンター焼却施設のトラックスケール値とする。受託者は確認した業務量を委託業務内訳書に記入し本市に提出すること。また、産業廃棄物管理票制度に従い管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、適切な処置をすること。なお、詳細については業務主任の指示によるものとする。
- (8) 業務履行に直接関係のない施設には立ち入らないこと。ただし、やむを得ず立ち入る必要が生じた時は、業務主任の承諾を得ること。
- (9) 業務履行にあたり、施設または路面等を汚染した場合は、受託者の責任において、速やかに清掃及び散水を行う等その清潔の保持につとめること。
- (10) 脱水汚泥の積載にあたり、前積載物の残りが荷台にないことを確認してから、業務を開始すること。